平成２５年（フ）第１０９５２号
東京都足立区小台１丁目22―２―912
債務者　高橋　昌士
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０９６５号
東京都葛飾区青戸８丁目21―10―308
債務者　高林　大生
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０９７４号
東京都目黒区中町１丁目23―７―215
債務者　遠山　和裕
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０９７６号
東京都江戸川区南小岩７丁目１―21―101
債務者　小緑　直樹
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０９７８号
東京都新宿区新宿１丁目33―10―608
債務者　香川　智美（旧姓西澤）
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０９９１号
東京都荒川区町屋５丁目９－３―906
債務者　杉田　真弓
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０９９２号
東京都荒川区町屋５丁目９－３―906
債務者　杉田勢津子
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０９９５号
埼玉県入間市黒須１丁目12―１―121
債務者　吉田　静雄
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０９９６号
埼玉県入間市黒須１丁目12―１―121
債務者　吉田　禎子
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０９９７号
東京都北区桐ケ丘１丁目19―45―311
債務者　鈴木　芳恵
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１００１号
東京都台東区寿１丁目３－５―202
債務者　坂口美紗緒
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１００３号
東京都北区王子６丁目２―60―1002
債務者　藤井　建夫
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１００４号
神奈川県川崎市宮前区神木本町２丁目18―６―304
債務者　石岡　正人
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１０１０号
東京都渋谷区本町４丁目37―２　フォーシム初台Ⅱ―101
債務者　土田　修平
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１０１３号
千葉県柏市増尾５丁目21―11
債務者　中村由美子
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部